

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1.適用関係 国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退並びに氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2.免除関係 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請等の受付を行い、審査に必要な情報とともに日本年金機構に報告する。</p> <p>3.給付関係 国民年金法の年金である給付及び一時金に関する届出を受付し、日本年金機構に報告する。障害基礎年金及び老齢福祉年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>4.年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。日本年金機構からの求めに応じ、年金生活者支援給付金受給資格候補者の所得情報等を報告する。</p> <p>5.中国残留邦人等支援関係 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>6.特別障害給付金関係 特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>
③システムの名称	国民年金受付システム 市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置 既存住民基本台帳システム 税務システム 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項、94の項、116の項及び128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民局市民課 電話 076-220-2242

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 塚本 智靖	市民課長 西川 和昭	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 西川 和昭	市民課長 吉田 圭史	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 吉田 圭史	市民課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号) 4.年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。 日本年金機構からの求めに応じ、年金生活者支援給付金受給資格候補者の所得情報等を報告する。	事前	令和元年10月1日より年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行されるため
令和1年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び95の項	事前	令和元年10月1日より年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行されるため
令和2年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金受付システム ねんきんネット 既存住民基本台帳システム 市税総合オンラインデータベースシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	国民年金受付システム ねんきんネット可搬型窓口装置 既存住民基本台帳システム 市税総合オンラインデータベースシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	特別個人情報ファイル	特定個人情報ファイル	事後	
令和4年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び 95の項	番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び 127の項	事前	
令和5年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法 追加 5,6を追加	国民年金法(昭和34年法第141号)、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号)、特定障害者に対する特別障害給付金 の支給に関する法律(平成16年法律第166号) 5.中国残留邦人等支援関係 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出 書の受付を行い、日本年金機構に報告する。 6.特別障害給付金関係 特別障害給付金の支給に必要な情報を日本 年金機構に報告する。	事後	
令和5年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金受付システム ねんきんネット可搬型窓口装置 既存住民基本台帳システム 市税総合オンラインデータベースシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	国民年金受付システム 市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置 既存住民基本台帳システム 市税総合オンラインデータベースシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

